

## 剰余金の配当等

### 1 意義

会社は、営利法人であることから、株式会社の場合は最終的に株主の利益にならなければならない。それを直接かつ継続的に実現するのが剰余金の配当である。そのため、剰余金配当請求権は、残余財産分配請求権と合わせて、その全部を奪うことは定款をもってしてもできない権利という位置づけがあたえられている（105Ⅱ）。その意味において、剰余金の配当を受ける権利は、株主の権利の中でももっとも基本的な権利の一つといえる。

また、株主に対する利益の還元の方法としては、株主から自己株式を買い取るのも、利益還元の一つということもできなくはない。

他方で、株主に対する剰余金の配当や自己株式の取得を制限なく認めてしまうと、株主有限責任との関係で会社債権者が不測の損害を被ることにもつながる。

そのため、剰余金を配当したり自己株式を取得したりする場合に、株主の利益と会社債権者の利益との調整が問題となり、違法な配当等に対しては、取締役には厳格な責任が問われることになるのである。

### 2 配当手続

#### (1) 基本

剰余金の配当は、配当財源がある限り、いつでも行いうる（453）。剰余金の配当をする場合、その都度、株主総会決議をもって次の事項を決定する（454Ⅰ）。

- i 配当財産の種類及び簿価の総額（454Ⅰ①）
- ii 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項（454Ⅰ②）
- iii 効力発生日（454Ⅰ③）

割り当てに関する事項は、株主の持株比率に応じて定めなければならない（454Ⅲ）。種類株式を発行している場合で、種類ごとに異なる配当をする場合は、その旨及び異なる取り扱いの内容も定める（454Ⅱ）。

#### (2) 現物配当

実務上は現金配当がほとんどであろうが、現物配当も可能である<sup>2</sup>。現物配当を行う場合、金銭分配請求権<sup>3</sup>を与えることができ、その場合はその旨及び行使期間を定める<sup>4</sup>（454Ⅳ①）。また、現物配当の場合は一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割り当てをしないこととする<sup>5</sup>ことも可能<sup>5</sup>で、この場合はその旨及びその株式数を定める（454Ⅳ②）。

---

<sup>1</sup> ただし、上場会社の株式は、市場でいつでも売却換金できるので、会社が自己株式として株主から株式を買い取ることが、株主にとって利益の還元になっているかどうか、やや疑問がある。このことは、会社が市場取引を通じて自己株式を取得する場合に顕著である。

<sup>2</sup> ただし、自己株式だけは配当財産になり得ない（454Ⅰ①括弧書）。

<sup>3</sup> 当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利である。

<sup>4</sup> 金銭分配請求権の行使期間は、配当の効力発生日より前でなければならない（454Ⅳ但書）。

<sup>5</sup> ここでの一定の数のことを、「基準株式数」という（456）。

金銭分配請求権を認めた場合は、その行使期間の末日より 20 日前までに行使期間及び基準株式数を株主に通知する（455 I）。行使期間内に金銭分配請求権を行使した株主に対しては、配当財産が市場価格ある財産の場合は市場価格相当額<sup>6</sup>、そうでない場合は会社の申立てで裁判所が定める額を支払う（455 II）。また、基準株式数未滿の株主に対しては、金銭分配請求権の額を定めるのと同じ方法で算定された額をもとにその有する株式数の割合に応じて金銭を支払わなければならない（456）。

### （3）決定機関

配当の決定機関は、原則として株主総会決議である（454 I）。普通決議で足りるが、現物配当を行う場合で、金銭分配請求権を与えないこととする場合は、特別決議である（309 II ⑩）。

上場会社にとって非常に重要な特則として、i 会計監査人設置会社であり、ii 取締役の任期が 1 年<sup>7</sup>以内であること、iii 監査役会設置会社でない会社でないこと、iv 定款の定めがあること、v 計算書類の確定が取締役限りで確定できる要件を満たしていること（459 II、計算規則 155）、の要件を満たすと、剰余金の配当を取締役会限りで決定することができる（ただし、現物配当の場合で金銭分配請求権を与えない場合は除かれる）（459 I ④）。

この、上記 i ないし iii の要件は、大会社の場合、委員会設置会社の場合は当然にこの要件を満たし、監査役会設置会社の場合は取締役の任期を 1 年とする定款の定めがあればこの要件を満たす。こうした会社の場合に、定款の定めがあると、各決算の確定が取締役会限りでできれば、配当も取締役会限りで可能となるのである。

この特則の適用がある場合であっても、株主総会で剰余金の配当を決定することは可能である<sup>8</sup>。しかし、特則を適用する定款の定めをする場合は、株主総会決議では定めない旨の定款の定めをすることも可能となっている（460 I）。ただし、当然計算書類の確定が取締役会限りで可能な状況にない場合には当該定款の定めは適用がなく<sup>9</sup>（460 II）、株主総会で計算書類を確定させると同時に配当も株主総会で決める。

### （4）配当財産の交付方法

配当財産は、会社法上の原理では、株主名簿に記載された株主の住所<sup>10</sup>において交付する（457 I）。要するに会社にとっては持参債務となる。したがって、配当財産交付費用は会社負担である（457 II）。もっとも、上場会社の実際においては、株主の取引証券口座ごとに証券会社を通じて受け取る方法（株式数比例配分方式）、全ての銘柄の株式の配当について一つの金融機関預金口座で受け取る方法（登録配当金受領口座方式）、株式の銘柄ごとに金融機関預金口座で受け取る方法（単純取次ぎ方式）、換金可能な配当金領収書を株主に交付する方式（配当金領収証方式）で対応している。

<sup>6</sup> 行使期間末日における終値または公開買付対象財産である場合は公開買付価格のいずれか高い方（計算規則 154）。

<sup>7</sup> 正確には、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結日である。

<sup>8</sup> 配当に関する株主提案がなされるときに実質的意味がある。

<sup>9</sup> 会計監査人の無限定適正意見が得られない場合等がこれに該当する。

<sup>10</sup> 株主が会社に対して通知した場所があればその場所である。

### (5) 中間配当

既に述べたとおり、剰余金の配当はいつでも行いうる。したがって一事業年度内に複数の配当をすること<sup>11</sup>も可能である。しかし、剰余金の配当をするには、459条の特則の適用がない限り<sup>12</sup>配当をする都度株主総会決議が必要であり、会社にとってはかなりの負担となり得る。

そこで、459条の特則の適用のない会社であっても、年1回に限り取締役会決議のみで剰余金の配当をすることが認められている(454V)。これを「中間配当」<sup>13</sup>という。中間配当の配当財産は金銭に限られている(454V括弧書)。

## 3 財源規制

既に述べたとおり、会社債権者を保護する意味において、剰余金の配当など会社財産による株主に対する還元は、一定の規制が必要である<sup>14</sup>。

### (1) 分配可能額規制

剰余金の配当や自己株式を取得する場合、その財源として分配可能額を超えてはならない(461I)。これは資本維持の原則の直接の表れである。また、剰余金の配当と自己株式の取得の場合とで財源規制を横断的に共通化した規制を設けている。

分配可能額規制が問題となるのは、具体的には次の場合である。

- i 譲渡制限株式の買取請求に基づき取得する場合(461I①)
- ii 株主との合意に基づき取得する場合(461I②、③)
- iii 全部取得条項付種類株式を取得条項に基づき取得する場合(461I④)
- iv 譲渡制限株式の相続人に対する売り渡し請求に基づき取得する場合(461I⑤)
- v 所在不明株式の競売に代えて取得する場合(461I⑥)
- vi 端数株式(株式分割、株式併合で生じる場合を含む)の競売に代えて取得する場合(461I⑦)
- vii 剰余金の配当(461I⑧)
- viii 取得請求権付株式の取得請求に基づく取得の場合(166I但書)
- ix 取得条項付株式の取得条項に基づく取得の場合(170V)

分配可能額は、次のようにして算出される。

まず、剰余金の額が出発点になり(461II①)、これに臨時計算書類を確定した場合の期中の損益、期中自己株式処分損益が加算<sup>15</sup>される(461II②、⑤、⑥、計算規則156、157、158⑤)。そこから次の額が控除される。

---

<sup>11</sup> 例えば、四半期ごとに配当する上場会社も現に存在するようである。

<sup>12</sup> 四半期配当を実施している上場会社は、459条の適用のある会社のようなようである。

<sup>13</sup> 中間配当の法的性質は、会社法制定前は配当とは異なるとされていたが、現行法は配当の一種である。

<sup>14</sup> 以下で述べる規制のほか、会社の純資産額が300万円を下回るときは配当はできない(458)が、資本金が300万円以上の場合、この規制に抵触する可能性はないので、上場会社がこの規制に抵触することはまずあり得ないであろう。

<sup>15</sup> ただし、組織再編の場合で存続会社が対価として処分する自己株式の場合は、加算されない(461II⑥、計算規則158⑦)。

- i 自己株式の帳簿価格<sup>16</sup> (461Ⅱ③)
- ii 最終事業年度末日後の自己株式処分対価<sup>17</sup> (461Ⅱ④、⑥、計算規則 158⑧ロ)
- iii 最終事業年度末日における「のれん等調整額」461Ⅱ⑥、計算規則 158①)
- iv 最終事業年度末日における「その他有価証券評価差額金」、「土地再評価差額金」が赤字の場合の当該金額 (461Ⅱ⑥、計算規則 158②、③)
- v 連結配当適用会社の場合で連結貸借対照表の株主資本等の額が個別貸借対照表のそれを下回る場合の当該差額 (461Ⅱ⑥、計算規則 158④)<sup>18</sup>
- vi 最終事業年度末日後に不足額填補責任等の履行により増加したその他資本剰余金の額 (461Ⅱ⑥、計算規則 158⑧イ)

## (2) 財源規制違反の効果

### (ア) 原則

財源規制違反の剰余金配当及び自己株式取得は、法令に反する以上、例え株主総会決議によっても無効というのが一般的な解釈のようである<sup>19</sup>。そのため、株主には配当金支払請求権も発生しないし、配当をした後は、会社は配当受領者に対しその配当財産の簿価に相当する金銭の支払いを求めることができる<sup>20</sup> (462Ⅰ)。会社債権者も配当受領者に対し、その債権額の範囲内で、自らに直接配当財産の簿価に相当する金銭の支払いを求めることができる<sup>21</sup> (463Ⅱ)。

### (イ) 取締役の責任

上記のような財源規制違反の剰余金配当及び自己株式取得<sup>22</sup>がなされた場合、取締役や執行役のうち当該職務を行った業務執行者<sup>23</sup>は、会社に対し、配当財産の簿価に相当する金銭の支払い義務を負う (462Ⅰ)。業務執行者の具体的範囲は、次のとおりである。

- i 株主総会や取締役会へ議案を提案した議案提案取締役 (462Ⅰ各号)
- ii 業務執行した取締役や執行役 (462Ⅰ柱文、計算規則 159①乃至⑧)

<sup>16</sup> ただし、事業年度末日後に自己株式を取得した場合で、その取得と引換に他の株式を交付する場合には控除しない (461Ⅱ⑥、計算規則 158⑨)。

<sup>17</sup> ただし、組織再編の場合で存続会社が自己株式を対価として処分した場合は、控除する必要がない (461Ⅱ⑥、計算規則 158⑩)。

<sup>18</sup> 計算規則上、連結配当適用会社という概念がある (計算規則 2Ⅲ51号) のだが、本文のように単体の決算より連結決算の方が株主資本が少ない場合に配当が抑制されるのみであり、逆に連結決算の方が株主資本が多い場合に多くの配当ができるという制度にはなっていないのである。

<sup>19</sup> そもそも、財源規制に反する剰余金配当の株主総会決議は、決議内容の法令違反なので、論理的に無効原因としか考えられない。ただし、立法担当者は財源規制違反であっても、配当をしてしまった以上は無効にならないと考えていたようである。もっとも、いずれにしても取得請求権付株式の取得、取得条項付株式の取得の場合だけは、条文構造上、財源規制違反であれば当然に無効であり、取得の効果も生じない (166Ⅰ但書、170Ⅴ) ことに争いはないと思われる。

<sup>20</sup> この配当受領者の責任は、財源規制違反の配当を無効と考えれば、不当利得返還請求権の特則という位置づけになる。

<sup>21</sup> 会社法制定前は、会社債権者の権利は株主に対して会社に支払うよう請求できるとどまっていた。これを直接会社債権者自らへの支払を求めることができるようになったことに対しては、立法的批判もあるようである。

<sup>22</sup> ただし、ここでの自己株式取得の中に、取得請求権付株式の取得及び取得条項付株式の取得の場合は含まれない。これらの場合は取得請求権付株式や取得条項付株式の取得の効力そのものが生じないという前提で処理する趣旨と考えられる。

<sup>23</sup> 直接当該職務に関わった取締役や執行役、株主総会で説明した取締役や執行役、取締役会で賛成した取締役、監査役や会計監査人に報告をした取締役や執行役などである (462Ⅰ、計算規則 159)。

- iii 株主総会で議案の説明をした取締役や執行役（同上）
- iv 取締役会で議案に賛成した取締役（同上）
- v 監査役・監査委員・会計監査人からの請求に応じて分配可能額の計算に関する報告をした取締役や執行役（同上）

この責任は、立証責任が転換された過失責任となっている（462Ⅱ）。また、この責任は基本的に免除することができないとされている<sup>24</sup>（462Ⅲ本文）。

責任を負った取締役が配当受領者である株主に対して求償できるのは、当該株主が配当時に悪意だった場合だけである（463Ⅰ）。

以上のほか、会社法 116 条 1 項に基づく反対株主からの株式買取請求権が行使された場合、買取の対価が分配可能額を超える場合も、分配可能額超過部分に限って業務執行者<sup>25</sup>は会社に対して支払義務を負う<sup>26</sup>（464Ⅰ本文、計算規則 159⑨）。これも立証責任が転換された過失責任である<sup>27</sup>（464Ⅰ但書）。

### （3）欠損填補責任

剰余金の配当や自己株式の取得をした時点では分配可能額規制に違反していないとしても、その後、剰余金の配当や自己株式を取得した期の期末に資本の欠損<sup>28</sup>が生じることがある。このような場合は、そもそも配当や自己株式を実施すべきではなかったといえる。そこで、当該事業年度に関する計算書類が確定した段階で資本の欠損が生じた場合、業務執行者<sup>29</sup>は、配当財産の帳簿価格または資本の欠損額のいずれか少ない額について会社に対し支払義務を負う<sup>30</sup>（465Ⅰ本文）。欠損填補責任といわれる。

ここで、欠損填補責任が発生する場面は、基本的に財源規制違反の取締役の責任の場面と同じである（465Ⅰ①乃至⑩参照）が、異なる場面としては、取得請求権付株式の請求に基づく取得と取得条項付株式の取得条項の発生に基づく取得の場合も含まれる<sup>31</sup>（465Ⅰ④、⑤）一方で、剰余金配当のうち、定時株主総会における剰余金配当、ならびに資本減少時及び準備金減少時の株主総会における剰余金配当は除かれる<sup>32</sup>（465Ⅰ⑩イ乃至ハ）。

この責任も立証責任が転換された過失責任である（465Ⅰ但書）。

---

<sup>24</sup> もっとも総株主の同意があれば分配可能額を限度として免除できることになっているが（462Ⅲ但書）、上場会社が総株主の同意をとることは事実上不可能であろう。

<sup>25</sup> 業務執行者の範囲の考え方は、462 条の場合と基本的に同じである（計算規則 159⑨）。

<sup>26</sup> この責任も、一応総株主の同意があれば免除可能である（464Ⅱ）。

<sup>27</sup> 株式買取請求権の行使による会社の買取は、義務的な買取りなので、どのような場合に過失があるのかがやや疑問がある。買取価格の協議で適当に水増しした場合を想定しているのであろうか。

<sup>28</sup> 分配可能額がマイナスになってしまう場合である。

<sup>29</sup> ここでいう業務執行者も配当に関する責任を負う業務執行者と基本的に同じである（計算規則 159）。ただし、取得請求権付株式の取得請求に基づく場合は、その職務を行った取締役や執行役のみである（計算規則 159⑩）。

<sup>30</sup> この責任も、一応総株主の同意で免除できる（465Ⅱ）。

<sup>31</sup> 欠損填補責任が問題となる場面では、取得請求権付株式や取得条項付株式を取得する段階では財源規制違反ではないことから、その効力が生じてしまうことになるためである。この点で、財源規制違反の場面と異なるのである。

<sup>32</sup> 定時株主総会における配当を欠損填補責任から除外した理由は、取締役にとって配当を行おうというインセンティブがなくなってしまう可能性があるからであり、資本減少・準備金減少時の配当は、いわゆる実質減資といわれる手続に相当し、この実質減資を行いやすいようにしたものといえる。